

仕 様 書

(仮称) 国宝等収蔵・展示施設整備業務

令和8年10月

那覇市 市民文化部 文化財課
那覇市 まちなみ共創部 建築工事課

I. 添付資料

別紙 1	提出書類一覧
別紙 2	完成図書一覧
別紙 3	誓約書兼同意書（元請負者用）

II. 図面

- 1 業 務 名 (仮称) 国宝等収蔵・展示施設整備業務
- 2 履行場所 那覇市首里大中町 1 - 2
- 3 業務概要 (仮称) 国宝等収蔵・展示施設整備に伴う展示物の作成及び展示物を保全するための環境整備を行う。
用 途：博物館 (08150 博物館その他これに類するもの)
階 数：地上 1 階
構 造：R C 造
延床面積：収蔵庫 (405㎡)、展示室 (408㎡)
- 4 履行期間 本契約の日から令和10年 3 月31日
※本契約の日は、議会の議決の日 (令和 8 年12月21日予定) とする。
※令和 9 年 8 月までに収蔵庫整備及び壁面展示ケースの組立・設置までを完了させ、沖縄県が主導する建築主事検査が受検できるようにする。
※現場作業期間は令和10年 3 月10日 (金)頃までとする。
※原則、履行期間内に最終の完成検査の受検を終えるものとする。
- 5 質疑回答 本業務の内容についての質疑は、質問書によりこれを行うものとする。質疑事項がある場合は、図面番号等の具体的な位置及び内容を明記し質疑するものとする。なお、質問受付期限及び回答については公告に示す期間による。回答はHPに掲載し、質疑がなかった場合はその旨掲載する。
- 6 別契約の関連業務
以下に記す別契約の工事及び業務委託において、関連する最新の仕様書、参考図書等があれば、発注者に確認の上それらを用いて業務を遂行すること。なお、これらの関係者とは密接な連絡調整を行い、遺漏なく円滑な進捗が図れるよう努め、調整・打ち合わせの際には、受注者が打合せ記録を取ることを。
 - ① (仮称) 国宝等収蔵庫扉設置工事
 - ② 中城御殿御内原エリア新築工事 (建築)
 - ③ 中城御殿表御殿西側エリア新築工事 (建築)
 - ④ 中城御殿新築工事 (電気設備)
 - ⑤ 中城御殿新築工事 (換気・空調設備)
 - ⑥ 中城御殿新築工事 (消火・衛生設備)
 - ⑦ 中城御殿新築工事 (自動制御設備)
 - ⑧ 国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設展示ケース制作業務
 - ⑨ 国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設コンテンツ制作業務

⑩ 沖縄県又は那覇市発注業務も含めたその他の関連工事及び関連業務委託の一切

7 一般事項

- (1) 本仕様書、契約約款、特記仕様書（以下「仕様書等」という。）に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）」・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）」それに基づく監理指針である「建築工事監理指針」・「建築改修工事監理指針」、「電気設備」による。工事監理指針」・「電気設備改修工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」・「機械設備改修工事監理指針」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」、「磁気探査実施要領（沖縄県土木建築部）」（いずれも最新版）に準ずる。
- (2) 本業務では、関係法令（建設業法を含む）、基準等を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。
- (3) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置すること。
1 級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者。
- (4) 本業務実施上必要な官公庁への手続きは、受注者の負担において行うものとする。なお、業務完了後においても、本業務に伴うものについては同様とする。
- (5) 使用材料で試験結果を必要とするものは、受注者の負担において公的機関で実施された報告書等を提出するものとする。
- (6) 各種塗材及び内装仕上げ材の色彩については、使用材料選定時に併せて発注者と協議を行うこと。
- (7) 業務実施前に業務計画書、総合図、仮設計画図等を関連業務の受注者の協力のもと作成・提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、労働衛生法に準ずる足場設置届が必要な場合は、業務実施後速やかに労働基準監督署長へ届出を行うこととする。
- (8) 総合図による検討をもとに発注者との調整を密にして施工図を作成し、速やかに発注者へ提出し確認を受けること。
- (9) 発注者が施工見本を必要と判断した場合、受注者は施工内容、施工程度の判断可能な見本を作成する。見本作成は、工程に余裕を持って行うこと。

- (10) 本業務により隣接する施設に汚損や損壊が発生しないよう十分な予防措置を取るとともに、使用車両に付着した泥土等は現場内処理を基本とするが、周辺道路を汚損した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。
- (11) 本業務に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。なお、必要場合は騒音規制法・振動規制法に基づき定建設作業実施届出書ほか、必要な届出を監督官庁に提出し、その写しを発注者に提出すること。
- (12) 発注者が業務に関する説明会を開催する場合、受注者は協力しなければならない。
- (13) 受注者は、発注者と協議の上、事前に近隣施設及び近隣住民に対し、業務の概要、騒音や安全対策等についての文書を作成・配布し、近隣住民等の苦情対応や業務の安全管理を徹底して行うこと。
- (14) 業務に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査し（写真撮影含む）、現状を十分に把握すること。万が一、汚損や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに原状の復旧を行うものとする。（詳細は「8 近隣施設等調査」による。）
- (15) 本業務に関わる駐車場は独自で確保すること。また、違法駐車等で近隣へ迷惑を与えないこと。
- (16) 現場事務所及び会議スペースは受注者で確保すること。
- (17) 業務により発生する産業廃棄物は勿論のこと、現場から搬出される一般ゴミについても那覇市の規定に従った分別を行い、リサイクル処理に努めなければならない。
- (18) 本業務及び関連業務等の円滑な進捗及び安全衛生体制を確保するため、定例の工程会議を現場事務所等にて週1回程度行うこと。工程会議の主催及び進行、会議の記録は受注者が担当するものとする。
- (19) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省

基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」により行う。本業務の足場は、全層両側に「二段手すり（又は手すり枠）」と「つま先板（幅木）」が常時ある足場とすること。

- (20) 業務期間中は首里城公園内施設等の運営上支障のないように、施設管理者及び発注者と十分な打ち合わせの上、安全管理を行うものとする。
- (21) 資材の搬出入等に伴う車両の通行については、近隣住民の通勤通学時間（スクールゾーン含む）を避けるとともに、近隣の学校及び公共施設等の行事等に配慮すること。また、現場への車両の進入にあたっては、交通誘導を行い、一般車両や歩行者の通行の妨げとならないよう安全管理を行うものとする。
- (22) 受注者は、業務対象範囲（資材搬入経路など本業務と関係する範囲を含む）の安全対策及び業務着手から完了検査までの管理・維持保全を行うものとする。
- (23) 資材、発生材等の運搬にあたっては、過積載とならないように、安全管理を十分に行うこと。また、運搬時の落下物等の荷崩れ及び飛散防止のため、シートその他のもので覆う等の対策を行うこと。
- (24) 使用材料については、環境に配慮したものを優先的に使用すること。特に合板類、塗料及びシーリング材等は、シックハウス対策品とし、発注者の承諾を得たものとする。使用する材料については、原則としてSDS（化学物質等安全確認データシート）を提出する。また、VOC14物質が含有していないことが確認できる書類を提出すること。
- (25) 特記仕様書の定めにより、収蔵庫及び展示室の環境測定（化学物質の濃度測定）を行い、書面により測定結果を報告すること。なお、測定値が規定値以上の場合には、受注者負担にて規定値以下になるよう対策を講ずること。詳細は特記仕様書のほか、「美術館・博物館のための空気清浄化の手引き」（増補版：独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 保存科学研究センター 保存環境研究室）によるものとする。
- (26) 公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
- (27) 杉材を使用する場合、価格及び品質が順当であれば、宮崎県日南産の飫肥杉を優先的に

使用するものとする。この場合、日南地区木材協会の発行する出荷証明書・納品書を確認の上、現場内へ搬入し、使用すること。

(28) 業務期間中は、『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について』により一律に対応を求めることはせず、個人や事業者が自主的に判断して実施すること。また、熱中症対策については『職場における熱中症予防対策マニュアル』に基づき対策を行うこと。

(29) 本業務に必要な電気、水道、排水施設等に要する手続きは、受注者で行い、その設置に要する費用・使用料金等も受注者の負担とする。

(30) 本業務に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用すること。また、再生資源や再生製品等を使用する場合についても同様とする。

(31) 受注者は、業務履行にあたり、以下の法定外労災補償（建設共済等）、請負業者賠償責任保険及び組立保険に加入し、保険証券等の写しを業務着手後 14 日以内に提出しなければならない。その他の保険については、発注者と協議し、新たに付保した場合には、その旨を通知するものとする。

保険対象：契約の対象となっている業務全体

保険金額：契約金額（支給材料、貸与品等を含む）

保険期間：業務着手の時から履行期間最終日＋14日以上

保険条件：イ）法定外労災補償（建設共済等）

補填限度額1名につき2,000万円以上

ロ）請負業者賠償責任保険

補填限度額(対人)1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上

〃 (対物)1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

(32) 受注者は必要に応じて「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を遵守すること。

① 掛金収納書を契約後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

② 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。

③ 未加入下請事業者に対して同制度への加入を指導すること。

④ 受け払い簿等を作成し、管理すること。

(33) 既済部分払いは、那覇市契約規則第42条の規定に基づき行うものとする。

(34) 本業務では、発注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行い、影響する事項を確認してから業務を行うこと。協議を行った場合は、その内容について受注者が議事録を作成し、発注者へ提出する。業務に関して疑義が生じた場合は、逐次、発注者へ確認し、承諾を得た上で業務を行うものとする。

(35) 受注者は、引渡日まで現場を適正に管理すること。なお、引渡日までに発見された本業務に起因する欠陥等は、受注者の負担にて速やかに修復すること。

(36) 提出書類

① 提出書類は、別紙1によるものとし、書式の定めに従い遅滞なくこれを提出すること。

② 完成図書は、別紙2による。なお、本業務の完成図書は別途データ化し、電子納品とする。電子納品仕様は、「電子納品に関する手引き（案）」（令和2年10月那覇市）による。また、電子納品を円滑に行うため、業務着手後速やかに受注者及び発注者で事前協議を行うこと。（事前協議は事前協議チェックシートによる。）

③ C D－R O M等で提出する図面には、竣工図のほか、施工図、関係法令の許可書、届出書を含むものとする。

8 近隣施設等調査

(1) 近隣施設等調査の範囲

① 事前（業務着手前）と事後（業務完了直前）に近隣施設等の調査を行い、本業務の履行により近隣施設等に損傷を与えていないか確認を行うものとする。その際、近隣施設等の事前調査は、発注者との協議により調査範囲及び調査内容を決定する。なお、近隣施設等とは、本業務の履行により影響を及ぼす可能性のある土地、建築物及び塀、電柱、道路等の地上、地下の工作物をいう。

② 業務のため本業務関係敷地又は第三者の土地に入る場合は、身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入ること。その際、立木及び工作物等に損害を与えた場合は、受注者が責任をもって処理すること。

(2) 調査内容（協議による）

業務に伴う付近の地盤、建築物及び工作物等の影響を調査する。

① 事前調査

・ 現況の地盤（ひび割れ、クラック、破損、不陸、目違い、隙間等）

- ・建築物及び工作物の傾斜（建入れ）
- ・外壁等（ひび割れ、クラック、破損、不陸、目違い、隙間等）
※クラック及びひび割れ等は測定し、写真及び記録すること。

② 事後調査

- ・上記の事前調査事項を基に、業務完了直前に事後調査を行う。

（３）調査方法（協議による）

- ① ひび割れ、クラック等は数値（幅、長さ）を計測し、写真を撮影して記録する。また、破損、不陸、目違い、すき間等は写真及び図面を用いて記録すること。

※なお、事前調査でひび割れ、隙間等が生じていなくても、主な箇所について状況を写真等で記録すること。また、ひび割れ、隙間等が発生している場合は、拡大のおそれがあるので、周囲についても記録すること。

（４）調査報告書（協議による）

調査を行った場合の以下の各報告については、調査概要（範囲）、調査図、状況写真等を記載、添付すること。なお、本業務履行に伴う近隣施設等への被害が明らかになった場合は、受注者の負担により速やかに原状を回復すること。

- ① 近隣施設等事前調査報告書
- ② 近隣施設等事後調査報告書

９ その他

（１）廃棄物の取り扱いについて

- ① 本業務により発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。
- ② 本業務により発生する廃棄物は、原則として再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領」に準じて、廃棄物を現場から搬出する。その場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。
- ③ やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は、発注者等と協議を行うこととし、その協議の結果、最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。（沖縄県産業廃棄物税については変更協議の対象とする。）

- (2) 資材・廃材等の数量は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票及び写真等で確認できるようにする。
- (3) 業務実施にあたり、交通処理計画、仮設計画について十分検討し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、騒音や臭気を伴う業務を行う場合、発注者と協議のうえ作業時間や日程を決定すること。また、近隣施設等に配慮するとともに、作業スケジュールや作業内容を事前に周知すること。
- (5) 受注者は、業務履行において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項がある場合は、業務完了時までに所定の様式により提出することができる。
- (6) 受注者は、当該箇所の特性を十分理解した上、調査対象及び管理者の立場で将来の維持管理、安全性及び地域環境保全を考え、最大限の効果が得られるように処方を検討するものとする。
- (7) 受注者は、業務完了後においても、発注者から本業務に関する資料提供、調査依頼又は会計検査、瑕疵検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。
- (8) 落札業者は、早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。
- (9) 受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。
- (10) 「沖縄県赤土等流出防止条例」を遵守し、必要に応じて関係機関及び発注者の指示のもとに、条例に基づく流出防止対策を取ること。
- (11) 本業務で使用する資材、製品等はすべて石綿を一切含有しないものとする。
- (12) 本業務の設計は、高齢者、車いす利用者等に配慮している。各出入口の段差、構造、材料の加工は、「沖縄県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、発注者の承諾を得ること。
- (13) その他の必要な事項については、発注者との協議、指示による。

10 暴力団員等による不当介入の排除対策

(1) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、本業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）に準じて、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ① 暴力団員等から不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- ③ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、業務の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

(2) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置

- ① 受注者（落札者）は、暴力団関係者を市発注業務等から排除するため、別紙3の誓約書兼同意書（元請負者用）を提出しなければならない。
- ② 受注者は、本業務関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③ 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、再委託契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④ 受注者は、その旨全ての本業務関連者に周知しなければならない。

1 1 位置図

業 務 名：(仮称) 国宝等収蔵・展示施設整備業務

履行場所：那覇市首里大中町 1－2

